

平成30年2月4日からの大雪にかかる取扱いについて

(任意継続加入者用)

●資格関係〔問い合わせ先：業務部資格課〕

任意継続加入者証等の再交付

被災された任意継続加入者からの任意継続加入者証又は任意継続加入者被扶養者証の再交付、資格証明書の交付の依頼については、電話等の申し出でも本人確認のうえ受け付けます。

(注釈) 電話等による任意継続加入者証等の再発行の手続きについては、**平成30年3月30日**までの取り扱いとします。

任意継続加入者証等がない場合でも病院・診療所で受診できます。

任意継続加入者証等の再交付が間に合わない場合でも、医療機関の窓口で次の事項を申告すれば受診できるようになっています。万一受診できなかった場合には、資格課又は短期給付課までご連絡ください。

1. 氏名
2. 生年月日
3. 私学共済の任意継続加入者又は被扶養者であること

●短期給付関係〔問い合わせ先：業務部短期給付課〕

災害見舞金及び災害見舞金付加金の支給

任意継続加入者又は被扶養者の住居や家財に損害を受けたときには、その損害の程度に応じて災害見舞金及び同付加金を支給します。詳しくは短期給付課までお問い合わせください。

医療機関の窓口負担の免除（被災された日※から平成30年5月31日までの受診分）

被災して要件に該当した任意継続加入者や被扶養者が、私学事業団に申請し「一部負担金等免除証明書」の発行を受け、「任意継続加入者証」や「任意継続加入者被扶養者証」とともに「一部負担金等免除証明書」を医療機関の窓口で提示すると、一部負担金等が免除されます。

免除要件・申請方法については短期給付課までお問い合わせください。

医療機関の窓口負担の還付（被災された日※から平成30年5月31日までの受診分）

一部負担金等免除証明書を医療機関の窓口で提示できずに窓口負担をしたときは、一部負担金の還付を請求できます。

還付の請求方法については短期給付課までお問い合わせください。

※被災された日は災証明書に記載されている日

●年金関係〔問い合わせ先：年金部〕

被災に伴い、年金証書を紛失又は破損もしくは年金関係の書類が提出できなくてお困りの方がいた場合は個別にご相談を承っておりますので、年金第一課又は年金第二課までご連絡ください。

●福祉事業関係（積立共済年金・共済定期保険・アイリスプラン）

〔問い合わせ先：福祉部保健課〕

積立共済年金

（注釈） 原則、災害救助法適用市町村に居住の方を対象とします。

1. 脱退一時金又は遺族一時金を請求する場合、手続書類の緩和措置をとります。
2. 積立共済年金の掛金の振替が **3 か月**できない場合は、自動脱退の扱いとなりますが、申し出により **平成 30 年 8 月**まで掛金の払込み猶予を実施します。猶予期間内（**平成 30 年 8 月 6 日**振替まで）であれば未入期間分の払込みを行なうことで継続することができます。なお、申し出の締め切りは **平成 30 年 6 月 25 日**までとなります。

共済定期保険 〔問い合わせ先：福祉部保健課貯金係〕

共済定期保険専用フリーダイヤル 0120-716-267

（注釈） 原則、災害救助法適用市町村に居住の方を対象とします。

1. 死亡保険金及び入院保険金を請求する場合、手続書類の緩和措置をとります。
2. 保険料の払込みについて、申し出により延長できる場合があります。
詳細は、保健課貯金係までお問い合わせください。

アイリスプラン（年金コース） 〔問い合わせ先：福祉部保健課貯金係〕

アイリスプラン専用フリーダイヤル 0120-844-022

（注釈） 原則、災害救助法適用市町村に居住の方を対象とします。

1. 遺族一時金を請求する場合、手続書類の緩和措置をとります。
2. 掛金の払込みについて、申し出により延長できる場合があります。
詳細は、保健課貯金係までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

共済事業本部及び各ガーデンパレス共済業務課

共済事業本部	03 (3813) 5321 (代表)
札幌ガーデンパレス	011 (222) 6234 (直通)
仙台ガーデンパレス	022 (299) 6231 (直通)
名古屋ガーデンパレス	052 (957) 1388 (直通)
大阪ガーデンパレス	06 (6393) 9701 (直通)
広島ガーデンパレス	082 (262) 1134 (直通)
福岡ガーデンパレス	092 (752) 0651 (直通)